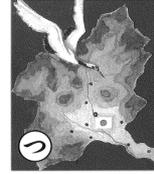




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年11月21日(木) 号外(第5号)

目次

ページ

告示

○豚コレラまん延防止のための家畜等の移動等の制限の解除(畜産課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第199号

豚コレラのまん延を防止するために令和元年群馬県告示第161号(豚コレラまん延防止のための家畜等の移動等の制限)で告示した家畜等の区域外への移出を制限した区域について次のとおり解除する。

令和元年11月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 制限を解除する内容
家畜、その死体及び物品の区域外への移出
- 2 制限を解除する日
令和元年11月22日
- 3 制限を解除する区域
 - (1) 藤岡市鬼石、保美、矢場、三本木、牛田、神田、川除、本郷、根岸、小林、上戸塚、下戸塚、譲原、三波川、高山、浄法寺、金井、東平井、藤岡、鮎川、上大塚、中大塚、中栗須、下栗須及び岡之郷(既に解除されている区域を除く。)
 - (2) 高崎市新町(既に解除されている区域を除く。)
- 4 制限を解除する家畜、その死体又は物品の種類
 - (1) 対象となる家畜の種類
豚及びいのしし
 - (2) 対象となる死体の種類
豚及びいのししの死体
 - (3) 対象となる物品の種類
豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品